

(様式2)

## 随意契約の結果の公表

| 契約の名称又は品名・数量等                 | 契約日      | 契約の相手方の名称及び所在地  | 契約金額(円)   | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由   | 部(局)等名: 商工労働部     |    |
|-------------------------------|----------|---|-----------|---------------|---|-------------------|----|
|                               |          |   |           |               |   | 所管部課<br>(地方機関)の名称 | 備考 |
| SLやまぐち号接続津和野散策バス運行管理業務 7月分    | H26.7.1  | ウインズ津和野町観光協会旅行センター センター長<br>島根県鹿足郡津和野町 後田イ71-2              | 1,122,120 | 第167条の2第1項第2号 | 車内での観光案内や、利用者数に合わせた便数管理など、地元観光事業者との連絡調整が必要となるため、当該事業者でなければ業務を達成できない。                    | 観光振興課             |    |
| 高速道路利用者に向けたフリーペーパー活用広報業務の委託   | H26.7.30 | NEXCO西日本コミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長<br>大阪府大阪市淀川区 西宮原1丁目8-29      | 1,814,400 | 第167条の2第1項第2号 | 高速道路のサービスエリアで配布するフリーペーパーに広告を掲載する業務を実施できるのは同社のみであり、その性質又は目的が競争入札に適さない。                   | 観光振興課             |    |
| SLやまぐち号接続津和野散策バス運行管理業務 8月分    | H26.7.31 | ウインズ津和野町観光協会旅行センター センター長<br>島根県鹿足郡津和野町 後田イ71-2              | 1,738,800 | 第167条の2第1項第2号 | 車内での観光案内や、利用者数に合わせた便数管理など、地元観光事業者との連絡調整が必要となるため、当該事業者でなければ業務を達成できない。                    | 観光振興課             |    |
| しまねの観光認知度調査企画実施業務委託           | H26.7.31 | 株式会社エブリプラン 代表取締役<br>島根県松江市 北陵町46-6                          | 1,489,320 | 第167条の2第1項第2号 | 調査回答者を毎回変える必要があり、契約相手は前回調査と同じデータベースを有する者でなければならないため                                     | 観光振興課             |    |
| 島根県物産観光館における販売コーディネート機能向上業務委託 | H26.7.1  | 松江市殿町191<br>一般社団法人 島根県物産協会 会長                               | 2,791,800 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県物産観光館の運営業務を委託している  | しまねブランド推進課        |    |
| 島根県海外ビジネス展開支援拠点運営業務委託         | H26.7.25 | アジア・アライアンス・パートナー・ジャパン 株式会社 代表取締役 橋内進<br>東京都新宿区新宿1-34-11-904 | 7,461,275 | 第167条の2第1項第2号 | 平成26年7月14日に開催された委託団体候補者選定委員会での審査の結果、最も優秀な提案を提出した者を委託先候補者として選定したため                       | 産業振興課             |    |
| 企業PRサービスに係る実証事業業務委託           | H26.7.4  | 株式会社 日本ワイドコミュニケーションズ<br>東京都中央区日本橋本町4丁目6-11 鈴東ビル7階           | 1,080,000 | 第167条の2第1項第2号 | 今回の業務は、サイト・動画制作等から有効性検証及び効果的なPR方法の提案まで一連の調査を行いその分析を行うことが必要だが、これらを一括して行うことができる者が他にいないため。 | 産業振興課             |    |
| トータルステーション及びデータコレクタ           | H26.7.1  | 株式会社 ジンタ中国 松江店 店長<br>島根県松江市雑賀町162-4                         | 5,795,280 | 第167条の2第1項第2号 | 県内唯一の販売店<br>既に更新している器具と同一でないと操作方法が異なり授業とならない  | 東部高等技術校           |    |